

平成 30 年

宮城の港湾統計

宮城県土木部港湾課

例　　言

- 1 本書は、統計法に基づく指定統計として、港湾調査規則（昭和 26 年 3 月 10 日運輸省令第 13 号）により実施した港湾調査の結果を主たる内容として、宮城県の港勢を収録したものである。
- 2 本書に計上した数値の調査期間は、平成 30 年 1 月から 12 月までの 1 年間である。
- 3 本県における調査港湾は、次のとおりである。
 - (1) 甲種港湾 仙台塩釜港（仙台港区・塩釜港区・石巻港区・松島港区）
 - (2) 乙種港湾 気仙沼港、雄勝港、萩浜港、女川港、金華山港

※表浜港及び御崎港は、調査対象港湾に指定されていないものである。

※平成 27 年 1 月の調査対象港湾の改正により、港湾調査規則上、仙台塩釜港は石巻港及び松島港を加え、新たな仙台塩釜港となった。本書においては平成 27 年以前も石巻港区及び松島港区と表記を統一する。
- 4 船舶及び貨物は、次の方法により調査、集計したものである。
 - (1) 入港船舶は、積載貨物の有無にかかわらず、総トン数 5 トン以上の船舶について調査したものである。
 - (2) 海上出入貨物は、船舶及びはしけにより出入した貨物をすべて調査したものである。
 - (3) 貨物の数量は、トン単位であり、原則として「フレート・トン」による。すなわち、容積は 1.133m³ (40 立方フィート)、重量は 1,000 kg をもって 1 トンとしており、重量又は容積においていずれか大なる方をもって計算したものである。ただし、商慣習上、上記の原則によらない貨物は商慣習によることとした。
 - (4) 自動車航送船（フェリーボート）による貨物数量は、航送車輌（自動車）台数に車種別換算率（容積トン）を乗じたものである。
- 5 貨物の品種分類は、「港湾統計に用いる品種分類」（平成 11 年 12 月 13 日運情統第 263 号の 2）によるものである。

なお、平成 27 年 12 月に輸送貨物品目分類を、平成 30 年 1 月以降の調査分より「321:石油製品」としていた分類を「320:揮発油」「321:その他の石油」という 2 つの分類とする旨の改訂があり、それに準拠している。